

介護が必要と感じたあなたへ ～まずはご相談ください～

身の回りのことを自分でできなくなったり、手助けが必要になったときは、さまざまな介護サービスが利用できます。サービスを利用するためには、どれくらいの介護や支援が必要か認定を受ける必要があります。介護サービスを利用するまでの流れを紹介します。

※申請からサービス利用まで、1か月程度かかります。

1. サービス利用までの流れ



- ①相談…本庁舎（健康対策課 生活相談室）または分庁舎（分庁総合窓口課）にまずはご相談ください。相談は、電話でも受け付けています。



- ②申請…本庁舎（健康対策課 生活相談室）窓口で「要介護認定」の申請をします。



- ③認定調査…介護認定調査員がご自宅などを訪問し、体の状態などについてお聞きします。その結果を基に、コンピューターによる一次判定を行います。



- ④審査判定…一次判定とかかりつけ医の意見書をもとに、保健、医療、福祉に関する専門家による「認定審査会」で支援・介護を必要とするかを審査し、要介護度を判定します。



- ⑤介護サービス計画（ケアプラン）の作成
…ケアマネジャーにプラン作成を依頼すると、本人や家族の要望を基に、どんなサービスが本人に必要なか、費用、日時、内容など利用者にあったサービス計画を作成します。計画作成費用は無料です。



- ⑥介護サービスの利用
…事業者や施設と利用契約を結び、プランに基づいたサービスを利用します。利用者負担は原則1割ですが、一定以上の所得のある人の負担割合は所得に応じて2割または3割となります。（ただし、食事代などは別途必要です。）

2. 申請できる人

本人（40歳以上）または家族

※地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所などに、代理で申請してもらうこともできます。

※申請時に健康保険被保険者証、マイナ保険証または、資格確認書（医療保険の被保険者情報のわかるもの）のいずれかが必要です。

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室 ☎ 0859-68-5535